



流山市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和元年9月5日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 森 亮



令和元年度  
隨時監査報告書

[公金管理]

流山市監査委員

# 目 次

第 1	監査を実施した監査委員名 .....	1
第 2	監査の種類 .....	1
第 3	監査の対象及び実施日時 .....	1
第 4	監査の期間 .....	1
第 5	監査の範囲 .....	1
第 6	監査の方法 .....	1
第 7	監査の結果 .....	2

## 令和元年度随時監査報告

### 第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

海老原 功一（～令和元年7月10日）

森 亮 二（令和元年7月11日～）

### 第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査

### 第3 監査の対象及び実施日時

#### 1 対象施設

健康福祉部健康増進課

生涯学習部公民館

#### 2 実施日時

令和元年5月21日 午後1時30分から

### 第4 監査の期間

自 令和元年5月21日

至 令和元年8月2日

### 第5 監査の範囲

公金等の管理に関する財務事務

### 第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査当日の午前9時に通知をして、その日の午後、監査の対象施設に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）及び公金等適正管理マニュアルに基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

## 第7 監査の結果

### 1 総合意見

監査の結果、健康増進課及び公民館ともに調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿とは符合していることが確認できた。

今回の監査では、平成 26 年度に実施した健康増進課及び公民館への監査の指摘事項に対して、改善がされているかを観点に調査した。

健康増進課では、平成 26 年度の監査時に公金等適正管理マニュアルに基づき、各施設において、公金を管理するに当たってはチェックフローを構築することとなっているが整備されていなかったこと、また両親学級の収納簿が整備されていなかったことを指摘したところである。

監査当日は、胃がん検診があり 180 人が受診したが、前回指摘をしたチェックフローが構築され、それに基づいた現金の流れになっており、ジャーナルと現金が符合することを確認した。両親学級の収納簿は整備されていたものの、公金輸送に現金を引き渡した際の現金取扱簿に払込額の記載漏れがあった。また、切手受払簿についても記載漏れが見受けられた。

現金取扱簿及び切手受払簿への記載漏れについては、現金の過不足が生じるおそれがあることから、事務処理の方法について再度検討し、リスク低減に向けた取組を徹底されたい。

公民館では、平成 26 年度の監査時にジャーナルと現金の照合を行っていなかった。また収納金の金融機関への入金が1週間に一度程度であったことから、公金等適正管理マニュアルに基づく事務を行うよう指摘したところである。

監査当日は、ジャーナルと現金、粗大ごみ処理券の金額が符合していることを確認した。また、金融機関への入金は、公金輸送で日々行われていることを確認した。

しかし、調定については収納金が発生した日に手続を行わず、数日分の収納金をまとめて調定していた。今後は収納金が発生するたびに調定することを徹底されたい。また、会議室使用料等の釣銭を準備しているが、使用していない釣銭を別に保管していた。紛失等のリスクを回避するためにも、使用していない釣銭の返金を要望する。

今回の監査では、指摘事項等が、他の公金等を取り扱う部局にも起こり得る事例である。日常行っている業務とリスクを結び付けて考えることが、業務を見直すための気付きとなり、内部統制の整備につながってくることを申し添える。

## 2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においてはおおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項、注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成 26 年 4 月 1 日制定）により通知を求めるものとする。

### 【指摘事項等一覧】

部課名・施設名等	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
健康福祉部 健康増進課	0	0	2	0	0	1	0	3	0	0
生涯学習部 公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	2	0	0	1	0	3	1	1

#### [指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

#### [検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

#### [注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

## ( 1 ) 指摘事項

### 事故が発生するおそれがある事項

・ 公金輸送の際に使用する公金袋の鍵が課内で共有するレターボックス内に保管されていた。公金等適正管理マニュアルに基づき、鍵の管理は担当課長が保管することを徹底されたい。

( 健康福祉部健康増進課 )

・ 切手を 100 枚購入していたものの、切手受払簿への記入をしていなかった。購入のたびに切手受払簿へ記入するよう徹底されたい。

( 健康福祉部健康増進課 )

### 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項

・ 公金輸送で現金を引き渡した際に、現金取扱簿への記入をしていなかった。前回の監査でも同様の指摘をしている。公金等適正管理マニュアルに基づき、速やかに事務手続を行うよう徹底されたい。

( 健康福祉部健康増進課 )

## ( 2 ) 検討・要望事項

会計管理者から交付を受けていた釣銭に余剰金が発生していたことから、不要な釣銭の返還を要望する。

( 生涯学習部公民館 )

## ( 3 ) 注意事項 ( 措置対象外 )

調定票の起票について、収納金が発生した日に調定をせず、数日分の収納金を合算し、起票をしていた。金額を合算せず、収納金が発生するたびに起票することを求めたもの。

( 生涯学習部公民館 )